

○探偵業の業務の適正化に関する法律に係る事務取扱要綱の制定について（概要）

（平成 24 年 3 月 12 日 例規第 8 号 神生総発第 38 号）

最終改正 平成 24 年 12 月 6 日 例規第 48 号 神生総発第 328 号

この要綱は、別に定めのあるもののほか、探偵業の業務の適正化に関する法律及び探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則並びに神奈川県警察諸営業、銃砲刀剣類等事務取扱規程の規定に基づき、神奈川県警察で行う探偵業の届出等に係る事務手続に関し必要な事項を定めたものである。

主な内容は、

第 1 章 総則(第 1 条―第 4 条)

第 2 章 探偵業開始届出(第 5 条―第 8 条)

第 3 章 探偵業変更届出(第 9 条―第 12 条)

第 4 章 探偵業届出証明書再交付申請(第 13 条・第 14 条)

第 5 章 探偵業廃止届出(第 15 条・第 16 条)

第 6 章 雑則(第 17 条―第 20 条)

等である。